

住宅火災から
大切な生命
を守るために

住宅用火災警報器の設置が義務付け

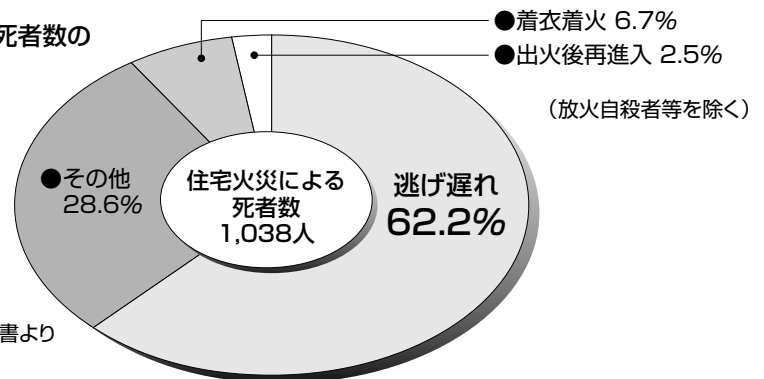
消防法が改正され全国一律に、住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

なぜ警報器を設置するの？

住宅火災による死者は急増中で、建物火災による死者が約9割（このうち約6割が65歳以上の高齢者の方）を占めています。

また、住宅火災による死者の約6割が逃げ遅れによることから、火災を早期に発見し、逃げ遅れを防ぐために警報器を設置することになりました。

住宅火災による死者数の
経過別割合
(平成16年中)



どの家にも必要なの？ いつまでに設置しないといけないの？

すべての住宅に設置が必要です。

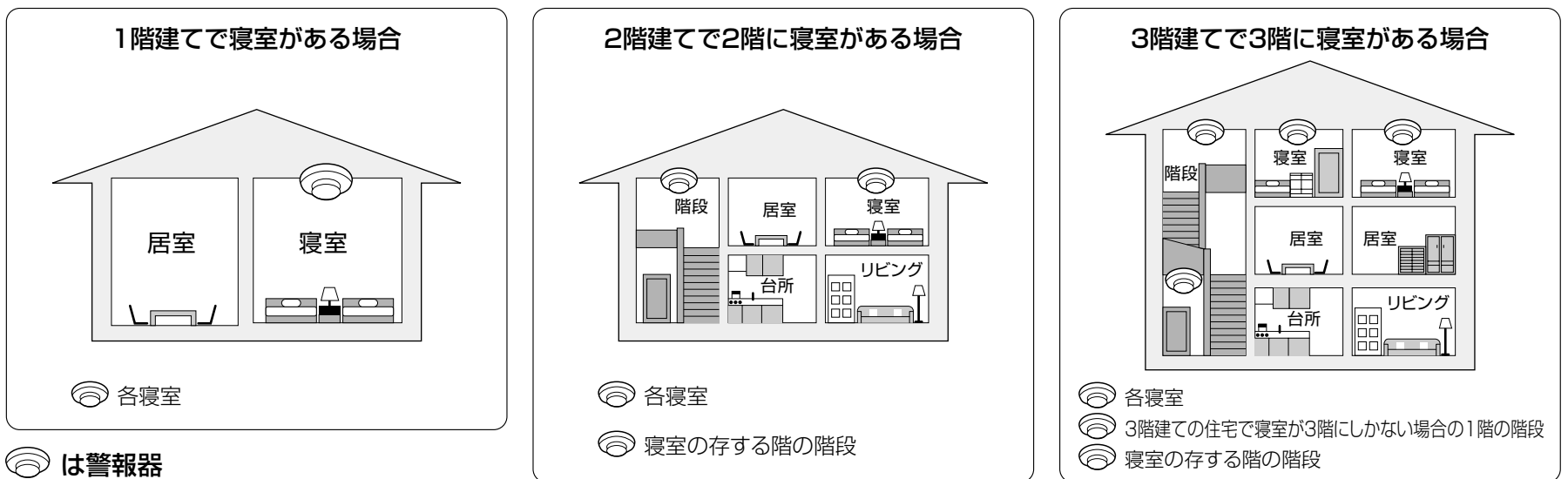
- 新築住宅 平成18年6月1日から新築される住宅です。
- 既存住宅 平成20年6月1日までに設置しなければなりません。(八潮市火災予防条例改正による)

※ただし、自動火災報知設備またはスプリンクラー設備が設置されている場合は、住宅用火災警報器の設置は必要ありません。

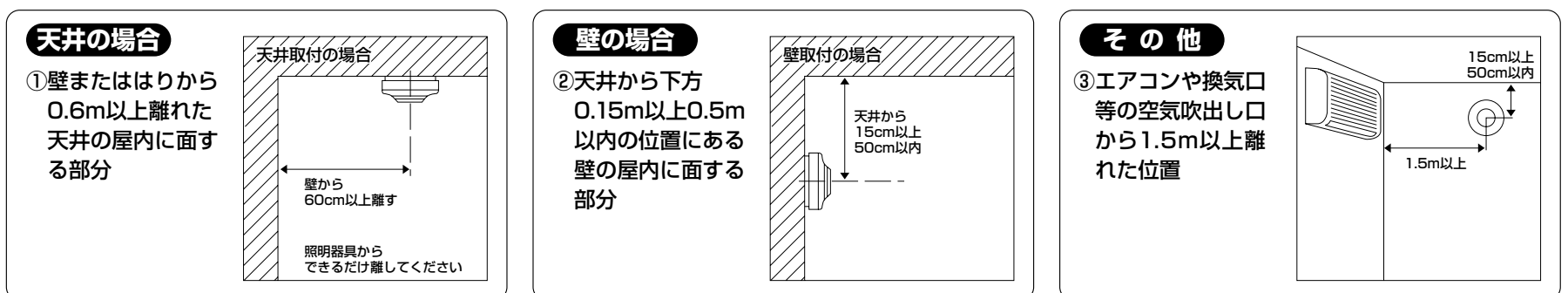
火災警報器の設置場所は？

- ① まずは寝室をチェック
就寝に使用する部屋に設置します。(普段就寝している部屋で、来客が就寝するような部屋は除きます)
- ② 次に階段をチェック
就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井、または壁に設置します。(ただし、1階など容易に避難できる階は除きます)
- ③ 3階建て以上はさらにチェック
火災警報器を設置しない階で、就寝に使用しない居室が2階以上連続する場合、火災警報器を取り付けた階から2階離れた居室のある階の階段に設置します。
- ④ 火災警報器を設置しなくてもよい階のある方は、最後のチェック
今までのチェックで火災警報器を設置する必要のなかった階で、7平方メートル(4畳半)以上の居室が5室以上ある階には、廊下に火災警報器の設置が必要です。

設置例



火災警報器の取り付け位置は？



図消防本部予防課 ☎996-0134

住宅用火災警報器相談室 (フリーダイヤル)0120-565-911 受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時(祝・休日、正午～午後1時を除く)